

暴風警報発令時における町立幼稚園の臨時休園、町立小中学校の臨時休校並びに幼児児童生徒の安全確保について

本部町教育委員会
令和元年6月4日教育長決裁

1. 本部町立幼稚園、本部町立小・中学校に在籍する幼児児童生徒の暴風警報発令時における安全を確保するため、幼児児童生徒の登校及び登園について必要な事項を定める
2. 本部町に「暴風警報」が発令された場合は、臨時休校、休園とする。
3. 登校（登園）後「暴風警報」が発令された場合は、臨時休校（休園）とし、速やかに幼児児童生徒を下校（降園）させる。
 - ① 校長（園長）は、状況に応じ安全確保のため、保護者の迎えを依頼する。
4. 本部町に「大雨警報」または、「洪水警報」が発表された場合は、校長（園長）は、学区内の状況（河川の氾濫、道路決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等のおそれのある場合）に応じ臨時休校（休園）とすることができる。
 - ① 登校（登園）前においては、学級の連絡網や公民館の放送等を利用して行う。
 - ② 登校（登園）後においては、校長（園長）は、状況に応じ安全確保のため、保護者の迎えを依頼する。
5. 暴風警報の解除が行われた場合は、以下の通りとする。
 - (1) 午前7時00分までに暴風警報が解除された場合、授業（幼稚園においては教育活動）の準備をして、通常どおり登校（登園）する。
 - ① 給食あり。
 - (2) 午前7時00分から午前10時までに暴風警報が解除になった場合は、午前中休校し、昼食を食べて午後1時30分までに登校（登園）する。
 - ① 給食なし。
 - (3) 午前10時以後に解除になった場合は、終日臨時休校（園）とする。
 - (4) (1) から (3) までの場合にかかわらず、校長（園長）は、学区内の状況（河川の氾濫、道路の決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等のおそれのある場合）に応じ、幼児児童生徒の安全確保のため臨時休校（休園）とすることができる。
6. 暴風等により給食センターが午前7時00分まで停電の場合は、午前中授業で、給食なし、午後は下校とする。

※ 給食が出せないのは、午前7時00分まで暴風警報及び給食センターの停電の場合になります。
7. 原則として、上記の内容の対応になるが、状況に応じて教育委員会の判断で、臨時休校になることもある。